

## 検討の対象とならない「規制の特例の提案」の例

## 1. 地方公共団体が自ら条例の制定、許認可等を行うことで実施可能なもの

- ・ 学校施設等地方公共団体の施設の目的外使用
- ・ 農地転用許可要件の緩和
- ・ 農用区域内において設置できる施設等の拡大
- ・ 都市計画法の開発許可の基準に関する制限の緩和
- ・ 建築物の容積率、建ぺい率等の引下げ等
- ・ 臨港地区における構築物規制、港湾区域内の工事等の許可等法律上地方公共団体の権限に有するもの  
等々

なお、現行の法令上、実施が可能か不可能か不明なものについて、地方公共団体は、構造改革特別区域法第4条第7項に基づく法令事前解釈確認制度（いわゆる「ノーアクション・レター制度」）を活用することが可能です。（詳細は、構造改革特別区域推進本部のホームページを参照願います。）

## 2. 単なる税財政措置の優遇を求めるもの

- ・ 事業所税や固定資産税などの非課税措置、減額措置の創設又は拡大
- ・ 特定の製品に関する関税の減免
- ・ 租税特措法の適用の拡大
- ・ 特許料、審査請求料等各種手数料の軽減
- ・ P F I 方式で設置された施設に対する補助金の拡大など補助金の新設又は上乘せ
- ・ 信用保証協会による融資保障制度等金融上の優遇措置の拡大
- ・ 沖縄振興特別措置法の指定の拡大など法律上税財政上優遇措置が規定されている対象範囲の拡大  
等々

(注)たとえば法律上の認可を受けた法人と株式会社とで補助金の比率が違う場合など、イコール・フットィング（対等な競争の確保）、新規参入の障壁となっているような財政上の制度は検討の対象となります。